

大切なお子様の命を 交通事故から守るために 必ず確認して下さい！

1 登下校中の交通事故は、誰の責任？

○交通事故には、「被害」、「加害」、「自損」の場合が考えられますが、いずれの場合も、**自己責任**となります。

- 登下校中の交通事故は、学校管理下の事故には当たりません。
- 学校では、生徒が交通事故に遭わないよう、交通安全に関する指導や教育、注意喚起などを行います。
- 御家庭では、「毎朝、家を出る際に注意を呼び掛ける」など、家庭だからこそできる取組を是非お願いします。

○生徒が加害事故を起こした場合、**多額の損害賠償が生徒本人、または生徒の保護者に対して請求**されることがあります。

《未成年本人に賠償金の支払が命じられた事例》

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜め横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。

（賠償額：9,266万円 東京地方裁判所、平成20年6月5日判決）

2 静岡県自転車条例

○「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が平成31年4月1日に施行されました。

- 条例により、保護者は御家庭等において、お子様に対して自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な教育を行うことが求められています。
- また、保護者はお子様が自転車を利用するときは**自転車損害賠償保険等の加入が義務付けられています**。
※別添フローにより御確認ください。

3 自転車安全利用五則の徹底

○自転車を利用するにあたり、被害者・加害者にならない為にも「自転車安全利用五則」の徹底を御家庭においても指導をお願いします。

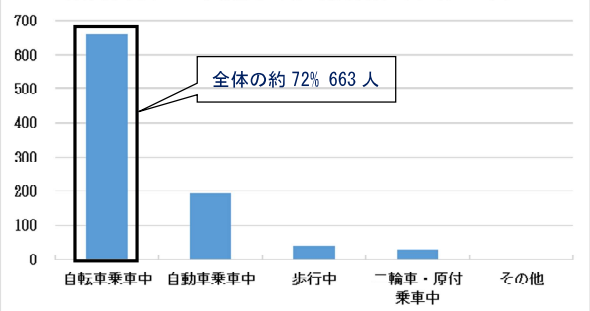
- 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る
- 子どもはヘルメットを着用

4 県内高校生の交通事故発生状況

○年間 927 人の高校生が交通事故で怪我を負っています。

- 自転車事故が全体の約 72%を占める。
- 自動車事故のうち、約 96%が同乗中によるものです。

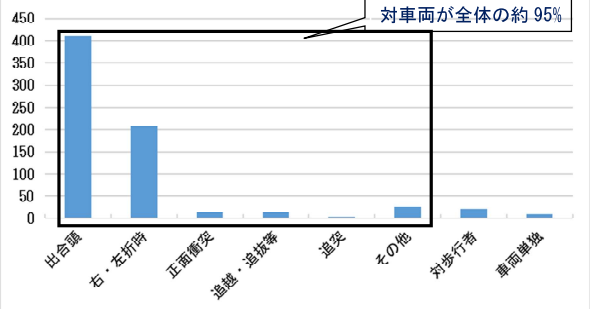
県内高校生の交通事故死傷者数（令和2年）



○自転車事故のうち、約 95%は車両相互事故です。

- 出合頭の事故が全体の約 58%、次いで右・左折時が約 29%を占めます。

自転車事故の事故類型別発生状況（令和2年）

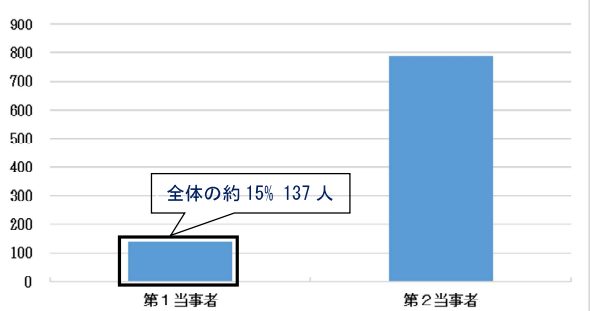


○交通事故で怪我を負った高校生のうち、137人が第1当事者です。

- 第1当事者のうち、約 91%が自転車乗車中によるものです。

※第1当事者：事故に関わった人の中で過失が一番重い人。

高校生の当事者別死傷者数（令和2年）



自転車保険に加入していますか？

(賠償責任保険)

～万が一の加害事故に備えて、ご家族で確認ください～

スタート!

◆下記の保険に加入している

- PTAや学校が窓口の保険
- ・小・中学生総合補償制度
- ・高校生総合補償制度
- ・全国高P連賠償責任補償制度 等

- 自動車の任意保険
- 火災保険 ○傷害保険
- 団体保険 ○共済
- クレジットカードの保険

いいえ
(わからない)

はい

はい

保険の内容を確認してください

個人賠償責任補償特約※が付いている

※名称は保険会社によって異なる場合があります。

はい

いいえ
(わからない)

自転車の加害事故による
損害賠償に **対応しています**

※契約内容によって自転車事故が補償の対象になっていない
可能性もあります。もう一度、ご自分の契約内容(補償内容、保険期間、
被保険者の範囲)をご確認ください。

.....
特約の追加で
対応できます

自転車向けの保険に加入している

はい

いいえ
(わからない)

TSマークに記入された
点検日からの経過期間が
1年以内

はい

はい



TSマーク

使用している自転車に
「TSマーク」が貼ってある

いいえ
(わからない)

いいえ
(わからない)

自転車の加害事故による
損害賠償に **対応していない** 可能性が高いです!